

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(作成日) 平成 23 年 6 月 7 日 (最終改正日) <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式 4 (添付書類を含む。)及び別紙様式 5 (I. について記入したもの)を提出し、証明書の発行を申請する。この場合、別紙様式 5 のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。 なお、<u>電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「NACCS」という。)</u>による申請を行う場合にあっては、別添 3 によるものとする。 また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相談するなど連携を図ること。 (2) ～ (6) (略)</p> <p>9. ・ 10. (略)</p>	<p style="text-align: right;">(作成日) 平成 23 年 6 月 7 日 (最終改正日) <u>平成 28 年 6 月 3 日</u></p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式 4 (添付書類を含む。)及び別紙様式 5 (I. について記入したもの)を提出し、証明書の発行を申請する。この場合、別紙様式 5 のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。 なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添 3 によるものとする。 また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相談するなど連携を図ること。 (2) ～ (6) (略)</p> <p>9. ・ 10. (略)</p>
<p>(別添 1) ・ (別添 2) (略)</p>	<p>(別添 1) ・ (別添 2) (略)</p>
<p>(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">電子メール<u>又はNACCS</u>による衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u> (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 輸出者は、別紙様式 6 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。</p>	<p>(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>輸出計画書の提出</u> 輸出者は、別紙様式 6 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。</p>

<p>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</p> <p>(2) NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u></p> <p>2. 証明書の発行申請手続 <u>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を所定の証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。</u>なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1. (1) の食品輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>	<p>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、</u>所定の証明書発行機関宛てに<u>送付</u>すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>
<p>(別添4) (略)</p>	<p>(別添4) (略)</p>
<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式6) (略)</p>	<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式6) (略)</p>